

平成30年第2回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成30年6月4日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- |       |  |       |  |
|-------|--|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員指名  | 日程第15 | 議案第12号 名寄市税条例の一部改正について                         |
| 日程第2  | 会期の決定  | 日程第16 | 報告第1号 平成29年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について         |
| 日程第3  | 平成30年度市政執行方針・教育行政執行方針                                | 日程第17 | 報告第2号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第4  | 議案第1号 名寄市住宅マスタープラン（第2次）の策定について                       | 日程第18 | 報告第3号 公害の現況に関する報告について                          |
| 日程第5  | 議案第2号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について                          | 日程第19 | 報告第4号 株式会社名寄振興公社の経営状況について                      |
| 日程第6  | 議案第3号 名寄市農業委員会委員の任命について                              | 日程第20 | 報告第5号 専決処分した事件の報告について                          |
| 日程第7  | 議案第4号 専決処分した事件の承認について（平成29年度名寄市一般会計補正予算）             | 日程第21 | 報告第6号 専決処分した事件の報告について                          |
| 日程第8  | 議案第5号 専決処分した事件の承認について（平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算）       | 日程第22 | 報告第7号 専決処分した事件の報告について<br>報告第8号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第9  | 議案第6号 専決処分した事件の承認について（平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算）         | 日程第23 | 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について                        |
| 日程第10 | 議案第7号 専決処分した事件の承認について（平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算）        |       |  |
| 日程第11 | 議案第8号 専決処分した事件の承認について（平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算） |       |  |
| 日程第12 | 議案第9号 平成30年度名寄市一般会計補正予算（第1号）                         |       |  |
| 日程第13 | 議案第10号 平成30年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）                    |       |  |
| 日程第14 | 議案第11号 平成30年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）                     |       |  |

1. 本日の会議に付した事件

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名                      |
| 日程第2 | 会期の決定                          |
| 日程第3 | 平成30年度市政執行方針・教育行政執行方針          |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市住宅マスタープラン（第2次）の策定について |
| 日程第5 | 議案第2号 名寄地区衛生施設事務組合規約の変更について    |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市農業委員会委員の              |

- 任命について
- 日程第7 議案第4号 専決処分した事件の承認  
について（平成29年度名寄市一般会  
計補正予算）
- 日程第8 議案第5号 専決処分した事件の承認  
について（平成29年度名寄市国民健  
康保険特別会計補正予算）
- 日程第9 議案第6号 専決処分した事件の承認  
について（平成29年度名寄市介護保  
険特別会計補正予算）
- 日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認  
について（平成29年度名寄市下水道  
事業特別会計補正予算）
- 日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認  
について（平成29年度名寄市個別排  
水処理施設整備事業特別会計補正予  
算）
- 日程第12 議案第9号 平成30年度名寄市一般  
会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 平成30年度名寄市介  
護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 平成30年度名寄市立  
大学特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第12号 名寄市税条例の一部改  
正について
- 日程第16 報告第1号 平成29年度名寄市一般  
会計予算繰越明許費繰越計算書の報告  
について
- 日程第17 報告第2号 平成29年度名寄市食肉  
センター事業特別会計予算繰越明許費  
繰越計算書の報告について
- 日程第18 報告第3号 公害の現況に関する報告  
について
- 日程第19 報告第4号 株式会社名寄振興公社の  
経営状況について
- 日程第20 報告第5号 専決処分した事件の報告  
について
- 日程第21 報告第6号 専決処分した事件の報告

- について
- 日程第22 報告第7号 専決処分した事件の報告  
について
- 報告第8号 専決処分した事件の報告  
について
- 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の  
推薦について

---

1. 出席議員（18名）

議 長	17番	黒 井	徹	議員
副議長	14番	佐 藤	靖	議員
	1番	浜 田	康 子	議員
	2番	山 崎	真 由 美	議員
	3番	野 田	三 樹 也	議員
	4番	川 口	京 二	議員
	5番	川 村	幸 栄	議員
	6番	奥 村	英 俊	議員
	7番	高 野	美 枝 子	議員
	8番	佐 久 間	誠	議員
	9番	東 川	孝 義	議員
	10番	塩 田	昌 彦	議員
	11番	山 田	典 幸	議員
	12番	大 石	健 二	議員
	13番	熊 谷	吉 正	議員
	15番	高 橋	伸 典	議員
	16番	佐 々 木	寿	議員
	18番	東	千 春	議員

---

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	久 保	敏
書 記	渡 辺	敏 史
書 記	開 発	恵 美
書 記	長 正 路	慶

---

1. 説明員

市 長	加 藤	剛 士 君
-----	-----	-------

---

副市長	橋本正道君
教育長	小野浩一君
総務部長	中村勝己君
参事監	松岡将君
市民部長	三島裕二君
健康福祉部長	小川勇人君
経済部長	臼田進君
建設水道部長	天野信二君
教育部長	河合信二君
市立総合病院 事務部長	岡村弘重君
市立大学 事務局長	松島佳寿夫君
こども・高齢者 支援室長	廣嶋淳一君
上下水道室長	粕谷茂君
会計室長	常本史之君
監査委員	鹿野裕二君

---

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成30年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 奥村英俊 議員

18番 東千春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月21日までの18日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月21日までの18日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより平成30年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成30年度市政執行方針を行います。加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。平成30年第2回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

私は、このたびの選挙で無投票という結果で引き続き市政を担わせていただくこととなりました。

市長就任以来、民間出身としての視点や発想、人脈、そして行動力を活かしたトップセールスと

市民との協働により、地域の財産を磨き、市内外への情報発信に努めるとともに、市民の満足度の向上、明るく元気なまちづくりに向けて、全力を傾けてまいりました。

今後においても、総合計画を政策の基本としながら、市民が主体のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

さて、我が国においては、人口減少や高齢化の進展により社会保障関連経費は引き続き増加すると見込まれる中、平成30年度の地方財政計画では、地方交付税において出口ベースで前年度比マイナス2パーセント、3,213億円の減少としており、地方自治体の財政は今後も厳しい状況が続くものと想定されるところです。

このような情勢のもと、先の第1回臨時会における所信表明において、総合計画の基本理念である「人づくり」「暮らしづくり」「元気づくり」の三つの理念を基本とし、市政の発展に全力を傾注してまいりたいとお話させていただきました。

人口減少、少子高齢化が押し寄せる厳しい時代を乗り越えていくため、私は、将来を見据えて、健全な財政運営を基調に、基礎自治体として調和のあるまちづくりを進めるため、総合計画を政策の基本としながら、効果的、効率的な市政運営に努めるとともに、魅力あるこの地域が発展していけるよう、議員各位をはじめ、多くの市民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成30年度の予算編成について申し上げます。

本市の平成30年度各会計予算は、4月に市長選挙を控えていたことから骨格予算として編成しましたが、名寄市総合計画（第2次）の将来像の実現に向けて、継続事業を中心とした様々な事業を盛り込みました。

一般会計の予算総額は、当初予算額に、本定例会に提案している肉付予算など1億7,659万9,

000円を加え、213億4,272万3,000円となりました。

主な事業では、小規模保育施設整備事業補助金、産婦健康診査・産後ケア事業、なよろ温泉整備に係る基本設計委託料、西1条通道路改良舗装事業、スポーツセンタートイレ改修工事などを予定しています。

なお、肉付予算の財源として公共施設整備基金を2億430万円繰り入れするとともに、財政調整基金を2,168万8,000円繰入れし、収支の調整を図りました。

引き続き、限られた財源を有効活用し、行財政改革に取り組むとともに、財政規律を遵守し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」に基づき、市民と行政との情報共有や市民参画などを通じた協働のまちづくりを進めてまいります。

また、住民参加制度の一つである「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、市民・議会・行政が連携・協力しながら「市民主体のまちづくり」を推進してまいります。

次に、名寄市総合計画（第2次）中期計画策定について申し上げます。

中期計画の策定に当たっては、学識経験者や市内関係団体の代表者、公募委員など市民で構成する名寄市総合計画審議会に対して、4月26日に諮問を行い、審議を重ねていただいているところです。

引き続き、この審議会での議論に加え、機会を捉えて様々な市民参加の場を設け、広く市民の声を取り入れながら、基本構想で掲げた理念・将来像の実現に向け、計画の策定を進めてまいります。

また、「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念をまちづくりに反映させていくため、名寄市利雪

親雪推進市民委員会との連携を図り、地域における利雪・親雪の取組を推進するとともに、なよろ冬カレンダーの配布などを通じて意識啓発及び取組の周知を図ってまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進に向け、国の交付金を活用した、官民が連携して冬季スポーツの拠点化を図り交流人口の拡大を目指す「冬季スポーツ拠点化推進プロジェクト」や、この地域に不足する専門職を確保するため、名寄市立大学において人材育成を図ってまいります。また、卒業生の地元定着化、専門職の定着化・復職支援、リカレント教育を充実させ、地域のケア力の底上げを図る「名寄市立大学を活用した地域のケア力向上プロジェクト」などを深化してまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

市民にとって最も身近な自治組織である町内会については、自治意識と地域の連帯感を高める啓発活動を推進するとともに、町内会の活動や活動拠点となる会館の整備について積極的な支援を継続してまいります。

また、町内会相互の連携を図るため、町内会連合会に対する支援も継続してまいります。

さらに、地域の住民が住民相互、各団体、行政などと協働して地域づくりを担うことを目的に組織された地域連絡協議会については、地域コミュニティとして地域の特性を生かしたまちづくりを推進してまいります。

次に、広報広聴について申し上げます。

広報なよろは、本年3月からスマートフォン用アプリである「マチイロ」を活用し、幅広く閲覧していただける環境を整えたところです。

今後も市民の皆様が、より手軽に広報なよろを楽しんでいただけるよう研究してまいります。

次に、人権尊重と男女共同参画の形成について申し上げます。いじめや体罰、児童虐待など子ども

もに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバシーの侵害などに加え、特定の民族や災害などの避難者に対する差別や偏見を背景とした重篤な事案が社会的な関心を集めています。市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、相手の気持ちを考え、人権に配慮した行動をとることができるよう、教育機関や企業など各層に対する啓発活動や相談事業を人権擁護委員協議会や関係機関と連携を図りながら推進してまいります。

男女共同参画社会の形成については、昨年3月に策定した「第2次名寄市男女共同参画推進計画」を実効性のあるものとするため、市民をはじめ、各種団体や企業、各関係機関とも連携し、女性セミナーや推進事業者等表彰など、計画に掲げた数値目標達成に向け、取組を進めてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

各種情報システムを安定的に運用し、市民の利便性の向上や業務の効率化を進めていくため、情報システム機器の計画的な更新を行いシステムの安定稼働に努めてまいりました。

本年度は、翌年度にサポート期間が終了する財務会計システムの更新を予定しており、今後も計画的な更新などを行い、各種システムの安定稼働と機能向上に努めてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、山形県鶴岡市及び東京都杉並区との交流がさらに深まるよう、市内小学生による鶴岡市での剣道を通じた交流をはじめとする様々な交流活動を支援してまいります。

ふるさと会については、本市の情報提供や会員拡大への支援などを通じて活動の充実が図られるよう支援してまいります。

国際交流については、カナダ国カワーサレイクス市リンゼイ及びロシア連邦ドーリンスク市との友好の絆がさらに深まるよう、両地域への市民訪問団の派遣をはじめとする様々な交流活動を支援してまいります。

さらに、台湾との交流については、交流の推進体制を名寄日台親善協会に一本化し、これまで行ってきた台湾への市内中学生の派遣や教育旅行の受入を行うほか、交流の可能性を広げることができるよう取組を進めてまいります。

次に、交流居住の推進について申し上げます。

交流居住の推進については、名寄地区市街地に「名寄まちなかお試し移住住宅」を1棟整備しており、本年度新たに1棟を加えました。移住を希望するより多くの方々に本市の住みよさを実感してもらえるよう、今後とも、本市の魅力情報を様々な機会、媒体を活用し発信しながら、道内外からより多くの方に本市に訪れていただけるよう取組を進めてまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

北海道では、北海道命名から150年となる本年、8月に実施する記念事業をはじめとする様々な取組を進めています。

11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」においては、天塩川周辺地域が北海道の命名者とされる「松浦武四郎」とのゆかりが深いことに加え、出身地である三重県松阪市と連携して事業を進めてきていることから、北海道とも連携を図り、地域独自の記念事業の開催に向け取り組んでいるところです。

引き続き、北海道遺産である天塩川を軸とした地域連携をおこない、この地域とその魅力を内外に情報発信しながら交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

本市は定住自立圏構想に基づく北・北海道中央圏域の中心市として、新たな広域連携事業の研究などを進めるとともに、構成市町村との連携を強化し、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図ってまいります。

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

昨年4月に平成29年度から38年度までを計画期間とする「第2次名寄市行財政改革推進基本

計画」を策定し、初年度が終了しました。

今後も、本計画に掲げた「効率的で質の高い行政運営の推進」、「持続可能な財政運営の推進」、「市民と協働の行政運営の推進」の3つの基本方針に基づき、効率的な行政運営に取り組んでまいります。

また、公共施設の使用料について見直しを行い、本年4月から新たな使用料制度の適用を開始しました。各施設や地区において共通の基準により使用料を算出するとともに、使用料の減免基準についても統一を図ったものであり、引き続き新たな制度について市民周知を行ってまいります。

さらに、組織のスリム化や急激な世代交代により、職員の人材育成やノウハウの継承について引き続き取り組む必要があることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実や適正な人事管理を行うとともに、本年度も地域活性化センター及び姉妹都市の山形県鶴岡市へ職員派遣を実施し、人材の育成に努めてまいります。

次に、平和行政の推進について申し上げます。

本市は平成19年3月に制定した「非核平和都市宣言」の趣旨にのっとり、これまで平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業との連携などを図り、昨年度はこれまで取り組んできた事業の内容や資料などを、市ホームページに掲載し、積極的に情報発信を行うことで、恒久平和を念願し平和の尊さを市民と共有してきました。

今後も核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして、様々な平和推進事業に取り組んでまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第2次）」に基づき、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目

指してまいります。

また、「なよろ健康マイレージ事業」については、市民の主体的な健康づくりを促進するための事業として継続し、若い世代からの健康に対する関心や健康づくりへの意欲を高める施策として取り組んでまいります。

母子保健事業については、新たに「産婦健康診査及び産後ケア事業」の開始に向けた準備を進めるとともに、平成29年度から開始した「名寄市特定不妊治療費助成事業」を引き続き実施し、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊婦・出産期からの切れ目ない支援体制の充実を図ってまいります。

感染症対策については、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図るとともに、国・道との連携により感染症に対する迅速な情報提供などに努めてまいります。

次に、地域医療の充実について申し上げます。

病院事業については、本年度から地方公営企業法の全部適用移行により、病院事業管理者として和泉裕一院長が就任しました。

北海道医療計画に定める地域医療構想に沿って、市立総合病院を中心として主に救急医療及び高度急性期・急性期医療を担うことにより、市民はもとより圏域住民が安心して適切な医療が受けられるよう、今後も診療体制や経営基盤の整備拡充に努めてまいります。

市立総合病院の診療体制については、北海道医師養成確保修学資金貸付制度による地域枠の医師をはじめ、新たな総合内科専門医プログラムに登録された医師の配置などにより、過去最大となる医師総数74人の充実した診療体制を確保することができました。

経営面については、本年度のDPC機能評価係数は1.4228と高い評価を受けました。その中でも、急性期病院の指標ともいわれる医療機能係数Ⅱは、北海道内で83のDPC標準群病院の中で第1位（全国17位）となり、これまでの地域

医療への取組が適切に評価されたものと受け止めています。

本年度の診療報酬マイナス改定により病院経営が大変厳しい状況にあります。医事課に診療情報管理士を配置することでDPCコーディングを強化し、診療報酬を確保するなどの収益安定化に努めるとともに、急性期病院としての医療の効率化・標準化とともに医療の質の向上を図ってまいります。

今後とも、道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院として、医療スタッフの人材確保に努めるとともに、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用して、引き続き地域の病院や診療所と連携し、診療・看護体制の充実を図ってまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

さらなる子育て支援の促進を図るため、子育て支援活動を実施する団体への補助事業を開始し、子育て環境の向上に努めてまいりました。

認可外保育園の認可化移行に向けた支援事業については、利用者の負担軽減と認可化移行までの安定した保育園経営を図るため、保育料の平準化と併せて運営費の補助を実施してまいります。

待機児童解消と保育士などの確保については「待機児童解消緊急対策事業」として「名寄市保育士等奨学金返還支援助成事業」「名寄市保育士等就職支援給付事業」「名寄市保育士等宿舍借り上げ支援補助事業」を実施し、幼児教育・保育体制の充実に努めてまいります。

平成27年度からスタートした「名寄市子ども・子育て支援事業計画」については、平成32年度から36年度までを計画期間とする次期計画策定に向けアンケート調査を実施し、地域の子育てニーズを踏まえた計画策定に努めてまいります。

障がい児福祉の充実については「名寄市こども発達支援センター」において、発達のおくれや障がいのある児童とその家族が身近な地域で適切な計画相談や支援が受けられる体制を充実してまいります。

また、児童虐待などについては、子どもや家庭を総合的に支援する体制の検討を進め、個々のケースに応じて関係機関と連携を図り、迅速かつ丁寧な対応に努めてまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域福祉の推進については、第2期名寄市地域福祉計画に基づき、子ども、高齢者、障がい者など、全ての市民が安心して健やかに暮らしていくことができる「自立と共生」の地域社会づくりを進めてまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

本年度は「名寄市第7期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」の初年度にあたることから、計画に基づく事業の推進を図るとともに、高齢者の方々が住み慣れた地域において自分らしい生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進に向け取組を進めてまいります。

「名寄市介護予防・生活支援サービス事業」については、地域における「通いの場」の拡充と生活支援サービスの拡充に向け、名寄市生活支援等サービスネットワーク会議での検討を継続してまいります。

認知症施策の推進については、地域や職域において認知症の方と家族を支える認知症サポーターの養成に向けた養成講座を引き続き実施してまいります。

また、「認知症カフェ」の定期開催のほか、本年度から「認知症初期集中支援チーム」の配置により、早期に認知症診断が行われ、速やかに適切な医療・介護などが受けられるよう初期対応の体制を構築してまいります。

喫緊の課題である介護職員の定着・確保については、介護職員初任者研修受講費用の助成、資格保持者に対する就職支度金の助成を継続し、引き続き対策事業に取り組んでまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。



本年度からスタートする「第3次名寄市障がい者福祉計画」「第5期名寄市障がい福祉実施計画」に基づき、住み慣れた地域で安心して生活を営むことができる「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、各種事業を取り組んでまいります。

「第5期名寄市障がい福祉実施計画」については、第4期計画の検証を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保と業務の円滑な実施に向け、関係福祉団体などと協働した事業の推進に努めてまいります。

また、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどの相談に関する業務をワンストップで総合的に行ない、中核的な役割を担う基幹相談支援センター事業「ぽっけ」を充足し、障がいのある方々が生活しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、国民健康保険について申し上げます。

平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化が始まり、都道府県が財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業運営を図ることになりました。

本年度から市町村は北海道が示す納付金を納めることとなりますが、納付金を納めるために必要な保険税額が現行の保険税率では賄えない状況となっています。このため、今後の安定的な運営と低所得者層への負担を抑えた税率の実現に向けて協議を進めてまいります。

次に、環境との共生について申し上げます。

霊園、墓地、火葬場などの施設は、定期的な点検と合わせて日常的な管理や計画的な修繕などを行いながら運営をしております。

自然環境と調和した景観に配慮するとともに、利用者が快適で安らぎを感じる環境空間となるよう施設の適切な管理と周辺整備を進めてまいります。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

環境への負荷が少ない循環型社会の形成の実現

には、市民や事業者が自らごみの発生抑制と減量や資源化を図ることが重要となります。今後も再生資源集団回収事業、段ボールコンポストの普及、古着や廃食用油の拠点回収のほか、使用済み小型家電回収の推進や適正な分別排出に向けた周知活動に取り組んでまいります。

本年4月に供用開始となった広域最終処分場については、名寄地区衛生施設事務組合や構成自治体と情報共有を図りながら適切な施設運営に取り組んでまいります。

また、同様な広域施設の炭化センターについては、設備の老朽化が進んでいることから、リサイクル施設や関連施設整備も含めた今後のごみ処理関連施設のあり方について関係機関と検討してまいります。

次に、消防について申し上げます。

近年、消防行政を取り巻く環境は著しく変化しており、大規模化、複雑化する各種災害に的確に対応し、市民の安全安心を守るために消防力の充実と組織体制のさらなる強化を図ってまいります。

具体的には専門化、高度化している救急業務に対応する救急隊員の資質の向上を図り、ドクターヘリやドクターカー、医療機関と連携した出動体制を構築してまいります。

消防施設及び装備の整備については、老朽化した消防車両の更新や資機材の充実など計画的に取り組んでまいります。

防火対策の推進については、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関する広報活動を展開し、住宅火災による死傷者を発生させないよう市民の防火意識の高揚を図ってまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

近年、激化する自然災害に対する防災対策については、「減災」の考え方に基づき、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を推進するとともに、関係機関と連携した防災活動を推進してまいります。

さらに、自助及び地域の共助力の向上を柱とし

た取組から、住民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設立や防災リーダーの育成に努めてまいります。

また、南相馬市児童の受入事業については、「防災」と「科学」をテーマとした「復興元気事業」として実施してまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

昨年4月の事故により1人の尊い命が犠牲となりました。痛ましい事故の再発防止に向け、関係機関・団体などと連携を密にしながら、交通安全ルールの遵守と思いやりのある交通マナーの実践が行われるよう交通安全の意識高揚を図ってまいります。

また、幼児や児童、高齢者を対象とした交通安全教室の参加促進、高齢者への夜光反射材の配布など、交通事故の根絶に向け市民一丸となった運動が展開できるよう周知啓発活動に取り組んでまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指し、地域住民や関係機関・団体と、犯罪防止に向け情報の共有化を図り、防犯対策や防犯意識の高揚を図ります。

また、近年増加傾向にある空家の対策については、名寄市空家等対策計画に基づき、所有者自らが適切に管理をするといった認識を深めていただくための啓発活動や名寄市空家バンクの利活用を図ってまいります。合わせて、市内全域の空家の実態把握に努め、適正管理の促進や情報提供、助言を行う相談体制の整備を検討するとともに、関係部署や空家等対策協議会と協議を行いながら対応を図ってまいります。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

高度情報通信社会の進展や、経済社会のグローバル化などにより商品やサービスの多様化・複雑化が進み、消費者を取りまく環境は大きく変化しています。また、これに伴い消費者トラブルが多発していることに加え、主に高齢者を狙った特殊

詐欺や架空請求詐欺の発生が増えています。

このような消費者被害を未然に防止するため、情報提供を幅広く行い、関係機関や団体などと連携しながら啓発活動を実施してまいります。

今後も市民の皆様の利益が守られ、安心して消費生活を営むことができるよう、相談業務をはじめとする消費生活センターの機能を生かした施策を進めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、北斗団地1棟12戸の建設工事に加え、新北斗団地2棟8戸の改善工事と風舞団地1棟8戸の改修工事を継続して実施するほか、新たに緑丘第1団地の改修実施設計を行い、住宅ストックの適正管理を推進するとともに居住環境の向上を図ってまいります。

また、民間住宅の整備については、地震から生命と財産を守り、安全性の向上を促進するため、戸建て住宅などにおける「耐震診断及び耐震改修補助事業」を引き続き実施してまいります。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

平成18年3月に、都市計画区域内において市民と行政が一体となってまちづくりを進めていくための基本方針として、名寄市都市計画マスタープランを策定しました。概ね20年後の平成38年を目標期間と定めながら、概ね10年経過後に見直し予定としており、この度、中間見直しを実施することとしました。

併せて、本マスタープランの高度化版である都市機能や居住誘導などの適正配置を示す立地適正化計画の策定を、平成30年度から2カ年かけて行い、「公共施設の集約と複合化」「事業の選択と集中」並びに「都市機能の緩やかな集約」など、20年後や30年後の本市の都市構造に合致し、公共交通のネットワークとも絡めた持続可能なコンパクトなまちづくりとなるよう進めてまいります。

次に、都市公園については「名寄南公園」や

「大橋公園」のほか3公園について、長寿命化計画に基づき老朽化した遊具などの改修を行い、安全安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

次に、水道の整備について申し上げます。

安全安心な水道水を安定供給するために、老朽管更新事業として8路線を更新するほか、配水管網整備事業については、2路線を整備してまいります。

また、給水区域内の漏水調査と配水管洗浄作業を継続して実施してまいります。

次に、下水道・個別排水の整備について申し上げます。

下水道事業については、平成32年度から地方公営企業会計へ移行する準備のため、本年度は資産調査及び整理、システム整備を進めてまいります。

昨年度から2カ年で策定している公共下水道ストックマネジメント計画については、本年度は調査点検の実施と改築更新計画の策定を進めてまいります。

また、下水道汚水管渠については、長寿命化計画に基づき、管渠更生工事を計画的に実施し、効率的な維持管理に努めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、10基の合併浄化槽の設置工事を予定しています。

次に、道路の整備について申し上げます。

継続路線では、西4条仲通をはじめ北1丁目通及び南3丁目通の3路線の整備を行うとともに、新規路線では、凍上による道路の損傷や凹凸が著しく、市民から改修要望の多い西1条通の再整備と北西9条右仲通の2路線の改良舗装工事、また舗装路面の老朽化が進む幹線道路の2次改築として、風連大沼線の舗装改築工事に着手し、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

橋梁については、長寿命化計画に基づき平成36年度までの10年間で修繕を計画している26橋のうち、「二十一線橋」をはじめ4橋の修繕工

事を実施するほか、実施設計及び近接目視点検を行い、利用者の安全安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めてまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長約440キロメートル、排雪延長約150キロメートルの実施を予定しており、本年度についても安全で安心できる快適な道路空間及び生活空間の確保に努めてまいります。

また、しっかりとした除排雪体制の確立、効率的でかつ効果的な作業体制を委託業者や道路センター職員との連携により、積み上げ除雪の実施や車道幅員の確保、交差点のカット排雪など道路空間の見通し確保を図ってまいります。

本年度も引き続き、排雪ダンプ助成事業や市道及び私道除排雪助成事業の実施や、昨年度に取得した雪堆積場の敷地整備を図り、名寄地区西エリアの新たな市民雪堆積場として供用してまいります。

また、実施2年目となる町内会連携事業「レンタル&ゴー事業」の推進に向け、町内会と連携協力を図りながら、市民の満足度が高まるよう、市民との協働による除排雪事業を進めてまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄路については、本年3月に北海道が北海道交通政策総合指針を策定し、公表された内容では、宗谷本線は国土形成や北海道の骨格を構成する幹線交通ネットワークと位置づけられ、重要性のある路線と確認されています。引き続き関係団体と連携し、JR北海道の最大限の自助努力を前提に国の実効性ある支援を求めつつ、北海道とともに、持続的な鉄道網の確立に向けて取り組んでまいります。

バス路線については、郊外におけるバス利用者が減少傾向にあることから、「風連御料線」では運行形態の見直しに向け、昨年度デマンドバス実証運行を実施してまいりました。今後は実証結果の分析と最終的な課題の整理を行い、既にデマン

ドバス運行をしている下多寄線同様、「風連御料線」についてもデマンドバス化を図ってまいります。さらに名寄市地域公共交通活性化協議会において、本市の公共交通の課題を整理し、今後の公共交通の考え方を示す地域公共交通網形成計画の策定に取り組み、利用しやすく効率的な公共交通の確保と、多様な交通手段の可能性も含めた調査・検討を行ってまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

はじめに基盤整備について、国営事業では、御料ダム、風連ダム、日進頭首工、導水幹線用水路の施設補修が引き続き平成33年度まで計画されています。

道営事業では、水利施設整備として、天塩川第5支線地区が継続のほか、新規地区として名寄幹線地区が採択され、幹線用水路の長寿命化対策が実施されます。

農地整備では、名寄東地区が本年度をもって完了しますが、「風連東第1地区」「第2地区」「第3地区」が継続するほか、新規に「ちえぶん地区」が採択され、区画整理、暗渠排水、用排水路などが整備されます。

市単独事業では、中名寄9線沢道路改良・防塵処理工事により農道整備を実施してまいります。

次に、農業振興センター事業について申し上げます。

農業振興センターではICTなどの新たな栽培技術の導入試験、振興作物における新品種の栽培試験のほか、農業者の皆様への情報提供や技術普及などについて積極的に取り組んでまいります。

また、薬用植物振興については、カノコソウをはじめ名寄市薬用植物研究会や薬用植物資源研究センターなどと連携し取り組んでまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

畜産振興については、TPPや日欧EPAに対応すべく、国の畜産クラスター事業などを活用し、規模拡大による効率化と収益性の拡大を図るとともに、農業者の負担軽減と飼養規模の拡大に対応

するため、市営牧場の施設整備に取り組んでまいります。

また、農業者ニーズの高い哺育・育成センターについては、意向を確認しながら、引き続き、JAや関係機関と連携し検討を進めてまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

多様で持続可能な農業経営の促進における労働力確保対策については、市立大学生を対象とした農作業従事を試験的に取り組み、働く側と雇用する側、両者の条件整備やマッチング支援など課題整理を進めてまいります。

また、地域農業への貢献や雇用確保が期待される法人化については、経営モデルを示すなど具体的な研修機会を設け推進してまいります。

次に、農福連携の取組について申し上げます。

農福連携の取組については、福祉事業者と農業者との相互理解を深められるよう関係機関・団体などのネットワークづくりを進めてまいります。

次に、農業の担い手の育成と確保について申し上げます。

新規就農者の早期経営安定及び後継者の経営継承に向け、JAと協調して支援を行うとともに、関係機関・団体で構成する新規就農者支援チームによる巡回指導及び営農支援に取り組んでまいります。

また、農業に関する豊かな知識と経験を有する集落支援員を新たに配置し、農業研修や農業体験を含めた支援体制を強化するとともに、地域おこし協力隊の農業支援員募集をはじめ昨年から実施している農業体験実習事業も併せて周知を図ってまいります。

第三者経営継承については、離農予定者や後継者のいない農家の居抜きによる移譲希望の把握を行い、継承希望者とのマッチングに向け準備を進めてまいります。

また、農村女性の活躍については、農業に関する知識や技術修得のための研修会参加やグループ

活動の活性化に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、人と自然にやさしい農業の推進について申し上げます。

安全・安心な農畜産物の生産については、第3者認証による生産工程管理制度、いわゆるGAPが消費者から注目されていることから、制度の理解に向けて研修会の開催などに取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

有害鳥獣対策については、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心として、エゾシカ対策では引き続き捕獲実施時期を早め被害防止に取り組むとともに、アライグマ対策については、捕獲技術の指導や情報提供に加え、各地域で防除員の組織化を推進するなど、地域一体となった捕獲体制の構築を目指してまいります。

ヒグマ対策については、市民への注意喚起はもとより、関係機関・団体と連携のもと、生態や対応策に関する情報提供に努めるとともに、電気柵の設置など人里にヒグマを寄せ付けない方策の普及啓発や巡回パトロールの実施、出没箇所への看板設置など予防と安全対策を強化してまいります。

次に、農業・農村への市民の理解について申し上げます。

食育推進については、新たに策定した第3次名寄市食育推進計画を基本に取り組んでまいります。また、地産地消やブランド化の推進については、本年度なよろ産業まつりが40回目の節目を迎えることから、記念事業として内容を拡大、充実させ、「日本一のもち米のまち」として、市内外へ広く情報発信を行ってまいります。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

林業・林産業については、依然厳しい市場状況にあるものの、森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、健全な育成が必要となっています。

市有林については、森林経営計画に基づき、国の補助事業を活用して計画的な間伐などを進めるとともに、伐採適齢期を迎えた森林が増えていることから、皆伐及び再造林の面積を増加し、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

民有林については、良好な森林育成の推進に向けて、名寄市森林整備計画の基本方針に基づき、関係機関・団体と連携のもと森林経営計画を推進するとともに、低コスト化森林施業に向け、国や道の助成制度の活用に加え、市も除間伐や造林に対する支援を行ってまいります。

また、森林法の一部改正に伴い、市町村が統一的な基準に基づき、森林に関する情報などを整備し、公表する林地台帳制度が創設されたことから、平成31年4月の公表に向けて準備を進めてまいります。

さらに、「（仮称）北海道林業大学校」については、賛助団体などの拡大に伴い「北海道林業大学校上川地域誘致期成会」に名称を変更し、具体的な提案書を提出するなど誘致活動を行っており、本市としても引き続き、役割を果たしてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本市の商工業の振興を図るため、一昨年一部を改正した名寄市中小企業振興条例及び施行規則に基づき、市の制度融資などの活用を促進するほか、中小企業の経営基盤強化の支援を行っていくとともに、中小企業者の主体的な取組に基づき、地域経済を牽引する事業者への支援を行ってまいります。平成28年10月から本年度まで3カ年の事業として実施している「名寄市住宅改修等推進事業」については、今後、移住・定住の推進や空家対策など本市の様々な施策とも連動しながら、住宅改修施策の継続に向けて検討を進めてまいります。

また、今国会で成立した「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業における先端設備などの導入を促進するため、新規取得設備の固定資産税

を最大3年間ゼロにすることについて、中小企業振興審議会の意見を踏まえ、これに必要な市税条例の一部改正を提案しますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

引き続き、中小企業振興審議会及び商工団体、さらには「産官金なよろ経済サポートネットワーク」と連携しながら、時代の変遷を的確に捉え中小企業者のニーズに沿った施策を推進するとともに、様々な商工振興施策についても支援してまいります。

駅前交流プラザ「よろ一な」については、平成27年度からNPO法人なよろ観光まちづくり協会が指定管理者となり、施設の賑わい創出を含む施設管理業務を行い、本市の新たなコミュニティ醸成の場として、市民に定着してきているところです。

また、商店街については、中心市街地の賑わい創出に向けてよろ一なの取組事業と連携したイベントを行うなど、主体的な取組も見られています。

今後とも、このような取組を積極的に支援していくとともに、名寄商工会議所、なよろ観光まちづくり協会及び各商店街振興組合などと連携し、賑わい創出施策を推進してまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢については、27カ月連続で前年同月を上回っており、引き続き高い水準を維持しています。

職業別の状況では、特に建設土木技術、医療技術・栄養士などで人材不足の状況が続いています。建設関係団体からは特殊技能労務者の高齢化や若年後継者不足が深刻な問題になっており、地域建設産業の衰退を懸念する声も上がっていることから、これまで以上に建設関係団体や商工団体、教育機関と連携を図り、中小企業振興条例に基づく人材確保につながる支援制度の周知と業界の担い手育成の支援を推進してまいります。

大学・高校などの卒業生の就職支援については、職業体験や現場見学会などを関係団体、事業所、

学校関係者などと連携し実施するとともに、事業所に対する求人要請、求人開拓などを引き続き実施しながら新規学卒者の地元定着につながるような施策を推進してまいります。

また、企業の振興と安定、労働条件の改善、労働力の確保と定着を目的に、市内企業従業員の雇用実態を把握するため、隔年で実施する労働実態調査を本年度実施してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

平成24年度にスタートした名寄市観光振興計画については、観光を取り巻く環境の変化に対応するため、平成28年度に戦略事業の見直しを行いました。見直し後の計画については、毎年度、市民検討委員会において進捗状況の評価をいただきながら、さらなる観光振興に向け事業を実施してまいります。

観光関連施設について、計画的な補修や整備を行うなど、多くの皆様に快適に御利用いただけるよう受入環境の充実を図ってまいります。特に、スキー場及び温泉・宿泊施設については、市民の健康増進を図るとともに、冬季スポーツ拠点化事業の趣旨も踏まえながら、具体的な改修に向け取組を進めてまいります。

次に、幼児教育の充実について申し上げます。

幼児教育については、平成29年4月から幼児教育を実施している全ての市内施設が「子ども・子育て支援法」に基づく新制度へ移行し、施設型給付費による運営が実施されていることから、引き続き保護者が安心して預けることのできる環境や、園児を安定して受け入れることのできる体制づくりを支援してまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

市立大学では、本年度、学校教育法の規定により7年に1回受審することが義務付けられている認証評価を受審するため、先般、点検評価報告書をはじめとする評価資料を認証評価機関である公益財団法人大学基準協会に提出いたしました。

この制度は、大学の教育研究活動の質を社会に

対し保証すること、改善が必要な課題などを提示することにより大学の改善・向上を継続的に支援することなどを目的としており、提出した資料の書面審査、10月に実地調査、12月に評価結果案の提示、その後意見申立期間を経て、3月には評価結果が公表されます。

市立大学としては、評価結果を適合と判定されるよう準備を進めるとともに、この認証評価受審の機会を内部質保証推進の好機ととらえ、将来構想の検証と併せて、教育研究や学生支援、社会連携・社会貢献など様々な分野における改善・向上の取組を進めてまいります。

次に、施設整備について申し上げます。

保健福祉学部再編事業により建築した新棟・5号館は、2月末の引き渡し以降、必要な備品などを整備し、4月から供用を開始しました。1階の売店は4月4日に、学生食堂は4月9日にそれぞれオープンし、多くの学生でにぎわっています。

本年度は、学部再編事業の最終年度として、5号館に機能移転した後の既存施設の改修を行うこととしており、学生食堂移転後の学生会館1階は、学生のラウンジとミーティングルームを整備してまいります。

今後とも、学生が快適で充実したキャンパスライフを送れるよう、計画的に施設整備などを進めてまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

冬季スポーツ拠点化事業では、本市の自然環境、冬季スポーツ施設や人材などを生かしながら、ジュニアの育成、合宿誘致、冬季版ナショナルトレーニングセンター誘致などの取組を掲げ、冬季スポーツによる地域振興を推進してまいります。

また、平昌冬季オリンピック・パラリンピックでは、多くの日本人選手が活躍したことにより、中央競技団体を中心に冬季版ナショナルトレーニングセンターの設置を強く望む声が高まり、注目が集まっているところです。

本市では、誘致に向けた取組として、日本スポーツ振興センターや北海道からアドバイスをいただき、市立総合病院や市立大学などの機能を生かしてジュニア選手が育成できる環境整備を進めてまいります。

また、本年度は冬季スポーツの先進国であるフィンランド共和国のヴォカティオリンピックトレーニングセンターに市民視察団を派遣してトレーニング環境などについて学び、将来的な冬季版ナショナルトレーニングセンターの誘致につなげてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、平成30年度の市政執行方針といたします。

**○議長（黒井 徹議員）** 次に、平成30年度教育行政執行方針を行います。

小野教育長。

**○教育長（小野浩一君）** 平成30年第2回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

現在、国においては、教育基本法が目指す教育の目的や目標に基づき、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方などを示す第3期教育振興基本計画が策定されたところであります。

また、北海道教育委員会では、平成30年度から34年度までの教育施策の総合的な計画である北海道教育推進計画を策定し、「自立」と「共生」の二つの理念を柱として、「ふるさとを想い、グローバルな視野で共に生きる力の育成」と「学校・家庭・地域・行政の連携による、人口減少に対応するための教育環境の形成」の二つの重点を示しました。

名寄市教育委員会では、国や道の動向を踏まえるとともに、第2次総合計画の「生きる力と豊か

な文化を育むまちづくり」を教育・文化・スポーツ分野における基本目標とし、平成30年度の学校教育推進計画、社会教育推進計画の確実な推進に努めてまいります。

以下、平成30年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

はじめに、学校教育の重点施策について申し上げます。

平成30年度の学校教育については、名寄市学校教育推進計画に基づき、学習指導要領の理念である「生きる力」を育てるために、学校と家庭、地域、行政が一体となった教育活動の推進を目指し、次の7つの重点的な取組を進めてまいります。

はじめに、確かな学力を育てる教育の推進について申し上げます。

全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、確かな学力を育成するため、2年目となる第2次名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組をより一層充実してまいります。

具体的には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善に努め、思考力・判断力・表現力の育成に資する「書く」活動を重視するとともに、ICT機器の効果的な活用、生徒指導の機能を生かした学習指導の充実を図ってまいります。

また、児童生徒の「主体的に学習に取り組む態度」を育むため、天文台や市民文化センターE-N-RAYホール、名寄市立大学の学生支援員、さらには社会教育における各種事業など、本市の教育資源の積極的な活用を努めてまいります。

「学校力向上に関する総合実践事業」では、これまで名寄小学校1校だった実践指定校を小学校5校、中学校2校に増やし、市内の小・中学校がより一層連携を深め、基礎学力を保障する取組、本事業の道外アドバイザーによる教育講演会の実施、他地区の実践指定校の視察等の取組を推進してまいります。

今後も、名寄市教育改善プロジェクト委員会の

取組と道教委の指定事業である「学校力向上に関する総合実践事業」を連動させながら、市内の小中学校が一体となった学力向上の取組を推進してまいります。

次に、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進について申し上げます。

豊かな心の育成については、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心などを育てることが大切なことから、道徳教育については、道徳の時間を要として家庭や地域社会との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通して道徳性を養う指導を推進してまいります。

道徳科の指導では、ねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の工夫・改善に努めてまいります。

また、地域の先人や文化等を題材とした教材として、木原天文台を建設した木原秀雄氏を題材とした道徳科の読み物資料を開発したり、市民文化センターE-N-RAYホール等の施設を積極的に活用して、児童生徒の豊かな情操を養うよう努めてまいります。

読書活動では、全ての小学校に配置している学校司書を活用して、蔵書の配置を工夫したり、本への興味関心を高める環境を整備して、児童生徒の豊かな感性や創造性を高めてまいります。

さらに、生徒指導では、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を基盤として、互いに協力し合い、助け合う望ましい集団の育成を目指してまいります。

とりわけ、いじめの根絶に向けては、教育委員会及び全小中学校において定めている「いじめ防止基本方針」並びに「いじめ防止等対策組織」を改定し、いじめの定義やいじめ解消の判断基準を具体的に示すとともに、いじめ防止基本方針の取組状況を学校評価において評価し改善に生かすなど、取組を強化してまいります。また、昨年から高校生も参加している「名寄市小中高いじめ防止



サミット」については、いじめ防止宣言の内容が児童生徒に確実に定着するよう取組を充実させ、いじめの根絶を目指してまいります。

なお、いじめについては「いじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査」、不登校や非行等については「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」を有効に活用し、早期発見、早期解消に努めます。

また、中学校に配置しております心の教室相談員による教育相談の実施や教育相談センターの教育推進アドバイザー、教育専門相談員等との連携に努めてまいります。

不登校の児童・生徒への対応については、学校や教育相談センター・子ども未来課などの関係機関が連携を図り、組織的、計画的に支援することが重要なことから、児童生徒理解・教育支援シートを作成・活用し、一人一人の児童生徒に応じた支援に努めてまいります。また、必要に応じて道教委に配置されているスクール・ソーシャルワーカーを活用し、不登校解消に向けた取組の充実にも努めてまいります。

スマートフォンや携帯電話などの利用による問題行動、薬物乱用の防止などについては、生徒指導連絡協議会や関係機関・家庭と連携しながら対応してまいります。とりわけ、本市の児童生徒については、携帯電話やスマートフォンの一日あたりの利用が全国に比べて長いことが課題になっていることから、青少年センターや道教委が作成した啓発用のパンフレットなどを活用し、児童生徒が情報モラルを身に付けることや望ましい生活習慣を確立することができるよう取り組んでまいります。

健やかな体の育成については、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせることが大切なことから、縄跳びなど各学校の特色を生かした体力づくりである「1校1実践」の取組や「早寝、早起き、朝ごはん」運動等の充実にも努めてまいります。

また、スキー・カーリングなど、地域の教育資源を生かした活動やチームチャレンジなどの地域行事への積極的な参加を促進してまいります。

さらに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、課題解決に向けた実技講習会を実施したり、体育の授業の工夫改善を図るなど、体力向上の取組を一層充実させてまいります。とりわけ、課題となっている「走力」については、スポーツ・合宿推進課の学校連携事業「体力向上プログラム」と連動した体力づくりの取組を推進してまいります。

学校における食育の推進については、児童生徒の発達段階に応じ、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるように指導の充実にも努めてまいります。

給食では、学校生活での楽しみとなるよう工夫をこらした献立を提供してまいります。また、地産地消の推進を図り、献立表や給食だよりに旬の地場産食材の紹介や生産者の声、行事食の由来等を掲載し、家庭も含めた食育の推進が図られるよう取り組んでまいります。

次に、特別支援教育の推進について申し上げます。

特別支援教育の充実を図るためには、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を構築することが重要であります。そのため、文部科学省指定の「インクルーシブ教育システム推進事業」を推進し、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備してまいります。

また、特別支援教育学習支援員を増員するとともに、名寄市立大学との連携によるティーチング・アシスタント事業の有効な活用や特別支援教育専門家チームによる巡回教育相談の充実にも努めてまいります。

名寄市特別支援連携協議会では、本市の特別支

援教育について共通理解を図り、効果的な取組を進めるため、学校等の管理職や転入職員対象の研修会を実施するなどして、幼稚園や保育所・学校・関係機関等との情報交流の促進に努めてまいります。

また、個別の支援計画の活用を促進するため、名寄版個別の支援計画「すくらむ」を市内全ての幼児・児童・生徒に配付し、特別支援学級に在籍する児童生徒はもとより、通常の学級に在籍する全ての児童生徒等についても活用を促してまいります。

次に、社会の変化に対応する力を育てる教育の推進について申し上げます。

国際理解教育については、外国人英語指導助手を配置して効率的な派遣方法を工夫したり、小学校外国語活動と外国語を先行実施するための指導時数を確保するとともに、外国語による「聞くこと、話すこと、書くこと」などの言語活動の充実に努めてまいります。

キャリア教育については、児童生徒に望ましい勤労観や職業観を育てるため、社会見学や職場体験活動等を効果的に推進してまいります。また、児童生徒が自分のよさに気づき、将来の夢や目標の実現に向かって学び続けることができるよう、上川版キャリアノート「マイノート」を活用するなどして、教育相談や進路指導等の充実に努めてまいります。

情報活用能力の育成については、児童生徒の発達段階を踏まえ、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報モラルを確実に身に付けさせることや、目的に応じてコンピュータ・情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めてまいります。とりわけ本年度は、名寄市学校教育情報化推進計画にもとづき、モデル実践校において、ICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善や、特別支援教育におけるICTの活用促進、校務の情報化によ

る教育の質の向上などに取り組んでまいります。

主権者に関する教育については、児童生徒にふるさとへの愛着や豊かな情操を養うため、「ふるさと未来トーク～市長・教育長と児童生徒との懇談会～」を実施するなどして、地域への愛着や誇りをもち、ふるさとに根付く子どもたちを育ててまいります。

次に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

信頼される学校づくりを進めるには、学校と家庭・地域が教育活動の目標を共有し、ともに協働して組織的に課題に対応し、学校改善に努めることが大切であります。

このため、各学校では、本市共通のモデル的な学校経営計画を活かし、学校課題を明確にした上で、年度の重点教育目標を設定するとともに、名寄市総合計画や名寄市学校教育推進計画等と連動した学校経営を推進してまいります。

また、学校経営計画に基づいた学級経営を推進することができるよう、モデル的な学級経営案の作成にも取り組んでまいります。

さらに、学校評価については、各学校が年度の重点教育目標の達成状況等について評価する自己評価と、保護者や地域住民等が学校の自己評価の結果について評価する学校関係者評価を実施し、その結果を公表して学校運営の改善に生かしてまいります。また、学校の年度の重点教育目標と学校職員評価の自己目標を関連させるなどして、円滑な学校運営を推進してまいります。

コミュニティ・スクールについては、すでに、学校運営協議会を設置している智恵文小学校・智恵文中学校、名寄東小学校、風連中央小学校における取組をより一層充実させてまいります。未設置の学校については、地域や学校の実態に応じて、制度説明会やコミュニティ・スクール推進委員会の運営などを工夫し、地域や保護者のコミュニティ・スクールへの理解を深め、スピード感を持って市内の全小中学校への設置を目指し、取組を推

進してまいります。

学校間の連携については、児童生徒の交流はもとより、指導内容や指導方法等についても十分に連携を図るよう進めてまいります。智恵文小学校・智恵文中学校における小中一貫教育については、本年度から本格的に実施してまいります。

学校教育は、保護者や地域住民との信頼関係が基盤となることから、教職員の資質の向上については、名寄市教育改善プロジェクト委員会による全小中学校共同で行う研修会や中堅教職員のマネジメント力を高める研修会などを通して、教職員のキャリアステージに応じて求められる資質能力を高めてまいります。また、外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用などの新たな課題に対応できる力量を高める研修の充実にも努めてまいります。

服務規律の保持については、教職員一人一人が使命感や倫理観を持って職務に遂行できるよう、道教委からの各種通知や服務規律ハンドブック等を活用して校内研修を進めてまいります。

学校における働き方改革の推進に向けては、道教委が平成28年度に実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果を踏まえ、平成20年度と同調査と比べて教職員の多忙化が依然として解消されていない状況にあることから、教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、学校における働き方改革に向けた取組を一層推進する必要があります。

このため、名寄市としては、道教委が平成30年3月に策定した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に示された取組の方向性をもとに、学校における働き方改革の推進に向けた具体的な「アクション・プラン」を策定し、学校内での業務改善の意識改革と体制づくりを進めてまいります。

次に、安全・安心な教育環境の整備について申し上げます。

安全安心な教育環境づくりについては、各小学

校区に組織しています安心会議などと連携を図りながら、交通安全指導や安全マップを用いた児童生徒の通学路の安全確保に努めてまいります。また、「地域110番の家」の協力や登下校時の見守りなどを通して、地域ぐるみで不審者への対応を行ってまいります。

風連中央小学校の校舎・屋内運動場の改築につきましては、今年度11月に本体工事を完了し、3学期始業時からの供用開始を目指して取り組んでいます。

また、学校給食センターは改築以来26年が経過しており、施設や調理機器が老朽化していることから、施設整備を年次的、且つ効果的に進め、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

名寄市内の高等学校は、中卒者数の減少により定員割れが続いている状況にあります。このため各高等学校では、魅力ある学校づくりを進めたり、ホームページ等を活用して情報発信を行うなど、定員の確保に努めております。

本市としても、市内各高等学校と連携し、生徒の資格取得に対する意識の高揚や生徒の資質向上を図り、魅力ある学校づくりを支援するため、平成29年度から「名寄市高校生資格取得支援事業」を創設しました。今後も多くの生徒に活用いただくよう取り組んでまいります。

また、将来に向けての高等学校の在り方については、生徒の減少により平成32年度には名寄産業高等学校の間口削減は避けられない状況です。このような間口減少の中において、生徒の希望に沿った学ぶ環境の維持や地域の産業を支えるための人材育成が重要なことから、道教委に対し学科や学校の再編、本市への支援策などについて要望してきました。今後においても道教委と連携を図り市内高等学校の在り方について協議を進めてまいります。

次に、社会教育の重点施策について申し上げます。

す。

平成30年度の社会教育については、名寄市社会教育推進計画に基づき、市民の皆様が生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指して、次の5つの重点的な取組を進めてまいります。

はじめに、生涯学習社会の形成について申し上げます。

市民講座では、民間との連携により札幌交響楽団と市民が合唱で共演する取組を通じて市民文化の向上を図るとともに、ワークショップを取り入れたまちづくり講座「エンレイカレッジ」を実施し、住民自治の向上を図ってまいります。

また、新たなグループやサークルの組織化及び活性化のための支援事業「ジャックの豆事業」の奨励、さらには、既存団体への支援及び協力等を行いながら、市民が自主的な学習に取り組めるよう努めてまいります。

風連地区については、文化交流施設として定着した「ふうれん地域交流センター」を中心に、地区の各種団体等と連携しながら地域を活性化するとともに、風連陶芸センターや風連公民館等を活用した生涯学習事業の推進に努めてまいります。

智恵文地区については、住民ニーズの把握に努め、農村地区という地域性に配慮しながら、関係機関との連携をさらに深め、生涯学習事業の推進に努めてまいります。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

図書館では、市民が自ら学び、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習活動を支援するため、図書資料の充実や環境の整備、地域の課題解決に対応したサービスの向上に努めてまいります。

また、子どもたちが本と出会い、生きる力を育むために「第3次名寄市子どもの読書活動推進計画」に基づき、幼児施設、学校やボランティア団体との連携を深めながら、読書の啓発に努めてまいります。さらに、保護者の方が本を選んでいる時間を活用して、赤ちゃん絵本コーナーで読み聞

かせを行うなど、子どもたちと本を結びつけていく活動に取り組んでまいります。

風連分館につきましては、現在の風連児童会館内から建設中の風連中央小学校に移転をし、来年3学期にオープン予定となっております。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

今年は、15年ぶりの火星大接近など、天文現象に恵まれた年であり、多くの方に、星空への興味関心を持っていただき、来館していただけるような、観望会を行ってまいります。

学校教育との連携では、プラネタリウムでの学習投影内容の更なる強化や、移動式天文台車の積極的な活用を通して、名寄市のみならず広域的に利用を呼び掛けてまいります。

東京都杉並区との交流事業では、移動天文台車を利用した観望会と名寄の星空資料を活かした天文授業を実施してまいります。

北海道大学との連携では、ピリカ望遠鏡を利用した研究を一層進めるとともに、研究者による授業や講演会、小学生による小惑星発見プロジェクトや新天体搜索などを行ってまいります。

また、名寄の夜空の暗さを守り、その価値を広く売り出していくために、星空環境の保護について講演会などを通して啓発を行ってまいります。さらに、星と音楽をテーマにした星祭りや音楽イベントを、より多くの市民や全国の方々に利用していただけるように開催方法などを工夫してまいります。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

子どもの基本的な生活習慣の定着や子育て中の家庭同士の交流を図ることができるよう、幼稚園の保護者を中心に開設する家庭教育学級の支援や家庭教育支援講座などの取組を進めてまいります。

また、「家庭教育サポート企業」として北海道教育委員会と協定を締結している市内事業所に対し、地域全体で家庭や子どもを見守る環境をつくるための啓発を行ってまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

す。

スポーツ施設の改修では、市民のスポーツ活動の拠点であります名寄市スポーツセンターのトイレ設備の改修を行います。設備の老朽化で利用される市民の皆さんには御不便をかけておりましたが、今回、全面洋式化を図るとともに、多目的トイレを新設し、年間6万人を超える幅広い利用者の皆様に、安心して快適なスポーツ環境を提供いたします。

生涯スポーツの推進では、例年実施しているスポーツフェスティバルの開催に加えて、親子参加型スポーツイベントや体験型パラスポーツのイベントを実施します。多くの市民が広く参加できる事業を実施し、スポーツ参画者の拡大を図ります。また、阿部特別参与によるノルディックウォーク講習会の開催等、市民が気軽にスポーツを楽しむ環境づくりに努めます。

ジュニア選手の育成・強化では、平成29年度に全国大会や世界大会に出場したジュニア選手が25名となり、名寄の子どもたちが大きな飛躍を遂げ、地域に明るい話題を提供してくれました。選手、関係者の御努力に敬意を表します。

今年度は、新たな取組として子どもたちの体力の向上を図るため、学校、少年団、部活動に対するサポート事業を実施し、ジュニア選手の競技力向上に繋げていきます。

スポーツ合宿の推進では、名寄旅館組合様の御協力を頂き、JOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニアスキー選手権大会において、直前合宿を含めた宿泊の受入れ窓口を一本化することができました。引き続き、スポーツ施設の利活用拡大と交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

児童生徒が自然の中で学ぶ野外体験学習事業「へっちゃLAND」、友好交流都市である東京都杉並区の児童との「都会っ子交流」、さらには、平成24年度から始まった杉並区の小学生との冬季の自然体験交流事業を引き続き実施いたします。

また、子ども会育成連合会などと協力して、様々な体験事業やスポーツ大会、育成者研修等の取組を進め、青少年の健全育成や育成環境の整備に努めてまいります。

名寄市成人式については、実行委員会を中心に企画運営を行い、趣向を凝らした内容で開催してまいります。

名寄市児童センター、風連児童会館では、自由来館型の施設として安全安心な居場所となるよう努めるとともに、遊びやスポーツ、各種行事を企画し、子どもたちの健全育成を図ってまいります。

放課後児童クラブでは、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、放課後における児童の安全安心な居場所として施設運営の充実や環境整備を図り、児童の健全育成に努めてまいります。

また、民間学童保育所に対しては、児童の安全安心な居場所となるよう環境整備、運営に対して必要な支援を行うとともに、一般社団法人どころこはうす学童すまいるの老朽化に伴う移転新築に対し、補助金制度に基づき、施設整備への支援を行ってまいります。

青少年センターについては、青少年を取り巻く社会環境の変化が子どもたちの健全育成に大きな影響を及ぼすことから、各町内会の推薦指導員と巡視活動を行い、青少年の問題行動の未然防止や適切な指導を行ってまいります。また、市内小・中・高等学校・関係機関との協力で青少年表彰、青少年健全育成標語の取組を実施し、青少年健全育成の啓発に努めてまいります。

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、インターネットは子どもたちの生活に欠かせないものになっている中、ネットトラブルやネット依存から子どもたちを守るため、研修会の開催やパンフレットの配布など、啓発活動を進めてまいります。

教育相談センターのハートダイヤルでは、児童生徒や保護者等からの悩みについて、教育専門相談員が電話や面接等で相談に応じたり、ひきこも

りの解消や日中相談できない方のために、夜間相談日を設けて対応してまいります。相談内容によっては、学校との連携が必要となるため、各小中学校との情報交換に努めてまいります。

適応指導教室では、不登校の児童生徒の心情や悩みを受け止め、学校復帰と自立に向けた支援を行ってまいります。

不登校は本人だけの問題ではなく、学校や家庭を含む様々な要因が複雑に絡み合って生じる傾向にあることから、教育推進アドバイザーを中心に学校や関係機関との連携に努め、相談体制の充実を図ってまいります。

放課後子ども教室では、平成24年度から小学4年生から中学3年生までを対象に児童センター、市民文化センター、風連地域交流センターを会場に実施してまいりました。

これまで、子どもたちの「自ら学び自ら考える力」を育む所期の目的を達成してきたところです。今年度も、地域の教育経験者などの協力を得て、自学自習の取組やテーマ学習の工夫を図り、子どもたちにとって有意義な教室となるよう努めてまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市文化芸術振興条例及び名寄市文化芸術の振興に関する基本方針に基づき、文化芸術の継承、地域文化の創造と振興を図るとともに、助成事業の推進などに努めてまいります。また、優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供では、芸術文化鑑賞バスツアーを実施するとともに、市民文化センターE N - R A Yホールを核とし、様々なジャンルの鑑賞事業やアウトリーチを含めた市民参加型の事業を実施してまいります。さらには、市民が文化芸術を体験・発表する場として、市民文化祭と連動しながら生涯学習フェスティバルを開催いたします。

次に、北国博物館について申し上げます。

開館以来22年が経過し、昨年10月に総利用

者数が30万人を超えましたが、これからも地域に根差した博物館の視点に立って、地域の歴史や文化財、自然を伝える展示会を中心とした普及事業を展開してまいります。とりわけ、夏と冬の特別展や松浦武四郎生誕200年・北海道命名150年に関連した企画展などを開催してまいります。あわせて郷土学習の拠点施設としての役割を果たしていくため、協力団体や道内博物館・研究機関等と連携し、体験学習や講座などの充実を図り、魅力ある地域の博物館を目指してまいります。

以上、平成30年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げます。

名寄市は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・市立大学を抱える教育都市であり、将来の地域を支える人材を育てる大きな役割と責任を担っております。

この自覚のもと、これまで推進してまいりました「児童生徒に『生きる力』を育む」取組が実を結び、名寄中学校においては、校内の研究主題「高い感受性と自主性をもった生徒の育成」を目指した取組や道教委指定の「学校力向上に関する総合実践事業」、「ほっかいどう学力向上推進事業」における確かな学力や豊かな心を育む取組の成果が高い評価を得て、平成29年度上川管内教育実践表彰の学校表彰の榮譽に輝きました。

さらに、智恵文中学校においては、昭和61年から取り組んできた交通安全啓発活動が評価され、全日本交通安全協会から「交通安全優良学校」表彰の榮譽に輝きました。

名寄市教育委員会としては、これまで以上に学校・家庭・地域社会との連携を深めながら、本市の教育の振興と発展に誠心誠意努力してまいります。

議員並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で平成30年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第1号  
名寄市住宅マスタープラン（第2次）の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市住宅  
マスタープラン（第2次）の策定について、提案  
の理由を申し上げます。

本件は、第2次総合計画の基本計画における住  
宅の関連施策に即し、住宅と住環境に関する社会  
情勢や地域事情などの取り組むべき課題を市民ア  
ンケートや市民参加の策定委員会により施策の検  
討を進めたもので、この地域に対応した豊かな住  
生活を推進するためのガイドラインとして本計画  
の最終案が整いましたので、名寄市議会基本条例  
第10条の規定に基づき議会の議決を求めるもの  
でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し  
上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第1号については、質疑から採決までの議  
事を6月21日に延期したいと思いますが、御異  
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については質疑から採決ま  
での議事を6月21日に延期することに決定をい  
たしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第2号  
名寄地区衛生施設事務組合理約の変更について  
を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄地区衛  
生施設事務組合理約の変更について、提案の理由  
を申し上げます。

名寄地区衛生施設事務組合の副管理者は、同規

約第9条第3項の規定により関係町村の長及び名  
寄市名寄庁舎担当副市長が充てられておりました  
が、名寄市において名寄市副市長の定数を定める  
条例の一部が改正され、本年5月16日から施行  
されたことに伴い文言の整理を行うため、地方自  
治法第286条第1項及び第290条の規定に基  
づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上  
げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入り  
ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略  
し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異  
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されま  
した。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第3号  
名寄市農業委員会委員の任命についてを議題と  
いたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市農業  
委員会委員の任命について、提案の理由を申し上  
げます。

本件は、農業委員会等に関する法律の改正に伴  
い農業委員の選出方法が議会の同意を要件とする  
任命制となり、また現在の農業委員が本年7月1  
9日をもって任期満了となることから、農業に関  
し識見を有する方といたしまして、横田浩二氏を

初め27名を新たな農業委員として任命をいたしたく、同法第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は同意することに決定をいたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第4号

専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成29年度名寄市一般会計補正予算の専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ5,991万1,000円を追加し、予算総額を219億2,825万9,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費の公共施設整備基金積立金2億円の追加は今後の公共施設の改修や整備のため、地域振興基金積立金2,834万円の追加は多くの皆様から寄附をいただいたふるさと納税寄附金などの寄附金

をそれぞれ積み立てたものでございます。

7款商工費の中小企業経営等融資事業費4,660万円の減額は、中小企業特別融資預託金及び新規開業資金預託金の不用額を見込み減額をしたもので、歳入についても同額を減額をしております。

次に、歳入について申し上げます。1款市税の7,761万7,000円の追加は、徴収状況を勘案し予算を追加したものでございます。

11款地方交付税の1億2,686万7,000円の追加は、特別交付税の交付額の確定に伴い追加をしたものでございます。

次に、第4表、地方債補正につきましては、町内会活動支援事業ほか25事業を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるとでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は承認することに決定をいたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第5号

専決処分した事件の承認についてを議題といたします。



提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、保険事業勘定における歳出の事業費の調整を行うものであり、予算総額の変更はございません。

補正内容としては、事業費の確定に伴い2款保険給付費を2,000円減額し、9款基金積立金を2,000円追加したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第6号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成29年度名寄市介護保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ2,000万円を減額し、予算総額を24億8,326万6,000円にしたものでございます。

補正の主なもの歳出から申し上げます。2款保険給付費におきましては、決算見込みに伴い2,000万円減額をしたものでございます。

次に、歳入について申し上げます。保険給付費の減額に伴い8款繰入金について介護給付費準備基金繰入金を2,000万円減額をしたものでございます。

次に、サービス事業勘定・風連におきましては、決算見込みに伴う歳出予算の調整を行うものであり、予算総額の変更はございません。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ150万円を減額し、予算総額を10億5,062万8,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費では、事業費の確定に伴う調整により150万円減額したものでございます。

次に、歳入につきましては、市債の額の確定により6款市債を150万円減額したものでございます。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は承認することに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ170万円を減額し、予算総額を8,494万9,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款個別排水事業費では、浄化槽設置工事費の確定に伴い170万円減額したものでございます。

次に、歳入につきましては、2款使用料及び手数料では使用料の増加により93万4,000円、3款繰入金では一般会計繰入金で47万9,000円を追加をし、1款分担金及び負担金では受益者分担金額の確定により31万3,000円、5款市債では額の確定により280万円をそれぞれ減額したものでございます。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更をしたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第9号 平成30年度名寄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 平成30年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市長選挙のため当初予算に計上できなかった政策的な経費と各款にわたる臨時的経費を補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ1億7,659万9,000円を追加をして予算総額を213億4,272万3,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして小規模保育施設整備事業補助金4,061万円の追加及び10款教育費におきまして学童保育施設整備事業補助金2,366万5,000の追加は、民間事業者による小規模保育施設及び学童保育施設を整備をするための補助事業を実施しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして産婦健康診査・産後ケア事業費197万5,000円の追加は、産後の初期段階における母子に対する支援を拡充しようとするものでございます。

7款商工費におきましてなよろ温泉整備事業費

1,685万円の追加は、研修施設改修の基本設計を実施しようとするものでございます。

8款土木費におきまして道路新設改良事業費4万1,000円の追加は、国の社会資本整備総合交付金の内示において予定をしていた交付金が減額をされて示されたため、南3丁目通道路改良舗装事業費及び橋梁長寿命化事業費については当初予算から事業費とその財源を減額をいたしますが、西1条通道路改良舗装事業のほか2路線を新たに追加をし、市民ニーズの高い道路整備を実施をしようとするものでございます。

10款教育費におきましてスポーツセンタートイレ改修工事5,500万円の追加は、老朽化したトイレ設備の改修によりスポーツを楽しむ快適な環境づくりを実施しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の調整のほか、収支不足を財政調整基金繰入金で調整をいたしました。19款繰入金で公共施設整備基金繰入金2億430万円の追加は西1条通道路改良舗装事業費やスポーツセンタートイレ改修工事などの財源として、教育振興基金繰入金943万8,000円の追加は小学校の屋外備品や中学校の部活動用備品の整備に係る財源として、財政調整基金繰入金2,168万8,000円の追加は財源調整としてそれぞれ取り崩しをしようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正では、農業振興地域整備計画策定業務委託料を追加しようとするものでございます。

次に、第4表、地方債補正では、全国瞬時警報システム整備事業ほか1事業を追加し、南3丁目通道路改良舗装事業ほか3事業を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第9号については、質疑から採決までの議事を6月21日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については質疑から採決までの議事を6月21日に延期することに決定いたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第10号 平成30年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 平成30年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ94万3,000円を追加し、予算総額を26億55万5,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款総務費について介護保険制度改正に伴うシステム改修のため94万3,000円を追加するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。歳出の追加に伴い8款繰入金で94万3,000円を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第10号については、質疑から採決までの議事を6月21日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については質疑から採決までの議事を6月21日に延期することに決定い

たしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第11号 平成30年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 平成30年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、予算総額を19億4,343万5,000円にしようとするものでございます。

まず、歳出について申し上げます。1款教育費では、北海道150年事業、子ども未来・夢キャンパス事業の協賛事業として実施をする小学生向けオープンキャンパスの開催経費を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。6款繰入金におきまして15万8,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第11号については、質疑から採決までの議事を6月21日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については質疑から採決までの議事を6月21日に延期することに決定いたしました。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第12号 名寄市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 名寄市税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布をされたことに伴い平成30年第1回名寄市議会臨時会において名寄市税条例の一部改正に係る専決処分報告をさせていただいたところでございますが、新たに生産性向上特別措置法が本年5月23日に公布をされたことから、中小企業等の一定の先端設備投資について固定資産税の3年間の特例措置に係る軽減割合を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 報告第1号 平成29年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 平成29年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報

告について申し上げます。

一般会計予算繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、平成29年度に完了しない議会運営事業費のほか4事業を翌年度に繰り越すためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 報告第2号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 平成29年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

食肉センター事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、平成29年度に完了しない食肉センター施設現況調査・設計業務委託料を翌年度に繰り越しをするためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 報告第3

号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 公害の現況に関する報告について申し上げます。

平成29年度につきましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の5項目を中心に、関係機関の御理解と御協力をいただき、指導及び監視を行ってまいりました。

まず、大気汚染では、炭化センターにおけるダイオキシン調査を年2回実施をしておりますが、排出基準を大きく下回る結果となっております。また、粉じんの発生による大気汚染や舗装路面の損傷が社会問題となりましたスパイクタイヤの装着率については、装着車が確認されず、ゼロとなり、スタッドレスタイヤが市民生活に定着しているものと考えられます。

次に、水質汚濁では、公共用水域の環境保全を図るため、本市から天塩町間の天塩川及び本市の水道水源である名寄川の水質調査を実施をしております。調査結果は近年横ばいに推移をしております。名寄川については、監視の強化に努めることで安全な水道水の供給を確保しております。また、ゴルフ場の農薬使用に関する問題につきまして、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を11月に実施をし、基準値以内の水質が保たれておりました。

次に、騒音、振動及び悪臭では、低騒音工法による工事が一般的になっており、建設作業による苦情はございませんでした。

その他、地球温暖化対策といたしましては、第2次名寄市地球温暖化防止実行計画ではCO<sub>2</sub>削減目標を5%としてきましたが、基準年の平成22年度と比較をして平成28年度は31.2%増加という結果となりました。これは、計画年中に原子力発電の稼働停止に伴い火力発電が中心となったことから、電気使用量のCO<sub>2</sub>換算係数が増加した

こと、また近年電気使用量の多い公共施設が整備されたことが原因と考えられます。こうしたことから、平成29年9月に策定をしてきた第3次名寄市地球温暖化防止実行計画ではCO<sub>2</sub>削減目標を3%と計画をする中で引き続き名寄市公共施設の二酸化炭素排出状況調査を実施をしております。

以上、公害の現状について申し上げましたが、今後とも公害対策では継続した調査、監視等を行い、市民の健康と生活環境の保全に向けて努力をしてまいります。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けをさせていただきます公害の現状と対策を御高覧をいただきたいと思っております。

以上、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定に基づき御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 報告第4号 株式会社名寄振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成29年度第46期の経営内容につきましては、5月31日の株主総会で報告を受けたところでございます。名寄ピヤシリスキー場につきましては、早期オープンに向けた準備を進めてまいりましたが、11月の降雪が少なく、昨シーズンと比べ5日遅い12月9日のオープンとなりました。また、シーズン前の整備点検による故障が見つか

った第4 ロマンスリフト主電動機の修理がシーズン開始に間に合わないことから運行を断念することとなり、利用者の皆様には御迷惑をおかけすることとなりました。リフト輸送人員は、前年比97.46%の43万1,316人となり、リフト収入は前年と比べ約25万円の減となりました。スキー場エリアの新たな活用として、ピヤシリ山やピヤシリシャンツェを活用した雪遊び体験などを実施をし、体験料、貸しスキー等収入は前年比157.68%の402万2,300円となりました。

なよろ温泉サンピラーにつきましては、宿泊者全体で1万2,323人、前年比116.85%となり、当初計画を上回ることができました。また、日帰り入浴者数については5万9,311人、前年比99.61%と減少となりましたが、宿泊部門全体の営業損益については増収となったところでございます。

北海道立サンピラーパークにつきましては、関係機関、団体、住民及び隣接施設と連携をし、ひまわり等の植栽や四季折々の企画事業を実施をするなど、地域の情報発信や交流事業の拡大に努めました。カーリング場につきましては、12シーズン目となり、愛好者はもとより学校授業や各種大会等に多くの利用がございました。引き続き名寄カーリング協会と連携をし、カーリングのさらなる普及に努めてまいります。なお、サンピラーパークの当期の実績としては、利用者数は13万444人、前年度比97.14%となったところでございます。

このほか体育センター、ピヤシリ・フォレスト、なよろ健康の森、名寄公園パークゴルフ場、また平成27年度から受託をいたしましたピヤシリシャンツェも含め、引き続き利用者が安全、安心、快適に御利用いただけるように維持管理に努めるとともに、昨年4月から開始をいたしました日進ピヤシリ線バスの一部区間無料化など引き続き利用の促進を図ってまいります。

なお、営業の詳細につきましては、お手元の事

業報告書に記載のとおりでございますが、当期においては経営安定に向け原価率の低減や経費の縮減に努めてきたことから、当期純利益で130万2,547円を計上する結果となりました。第47期においても、純利益を計上できるよう一層の努力を促してまいります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

**○議長（黒井 徹議員）** 以上で報告第4号の報告を終わります。

報告第4号については、本日の議会終了後に議員協議会を開催し、質疑を行います。

**○議長（黒井 徹議員）** 日程第20 報告第5号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

**○市長（加藤剛士君）** 報告第5号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年2月28日午後3時45分ごろ、名寄市西4条北8丁目の道道美深名寄線におきまして名寄市立大学所管の公用車が大学から西側正門を左折をし、道路に出た直後、右前方の地先から相手方の車両が突然勢いよく進行方向に向かって後退してきたため、急ブレーキと警笛を鳴らしましたが、間に合わず、衝突をし、破損したものであります。過失割合は本市が10%であり、相手方車両の修理代として1万3,475円を負担をすることで示談が成立し、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第5号を終結いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 報告第6号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第6号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年3月7日午後4時50分ごろ、風連町風連西町3丁目線の市道交差点におきまして総務部所管の公用車が風連西町1号線の一時停止場所で停止をし、左右確認のため前進をし、停止をしたところ、右方向から走行中の相手方車両と衝突をし、破損及び相手方が負傷したものでございます。衝突により負傷した首の通院治療費として1万3,860円及び相手方車両の修理代として本市の過失割合80%分の20万7,758円、合計で22万1,618円を負担することで示談が成立をし、和解したところでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第6号を終結いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 報告第7号及び報告第8号 専決処分した事件の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第7号及び報告第8号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、病院事業及び水道事業の債権の放棄に係る専決処分でございます。

まず、病院事業におきましては、患者が破産、死亡等の理由により回収見込みのない入院、外来診療費について30件、137万1,690円を放棄したものでございます。

次に、水道事業におきましては、使用者が行方不明、死亡等の理由により回収見込みのない水道料金について65件、34万170円を放棄したものでございます。

以上2件について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第7号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第7号外1件を終結いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には8名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、本年9月30日をもって関下富



士夫氏、村中弘美氏の2名の委員が任期満了となります。

本件は、再度両氏を候補者として推薦をいたしたく、同法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

署名議員 奥村英俊

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

署名議員 東 千 春

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月5日から6月17日までの13日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日6月5日から6月17日までの13日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時12分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹